

社会保障と法：社会保障と法政策

遺族年金の法的論点と法政策
——生計維持要件を中心として——

黒田 有志弥*

I 遺族年金の男女で異なる支給開始年齢の定め

遺族年金は、国民年金法に定める遺族基礎年金、厚生年金保険法に定める遺族厚生年金、労働者災害補償保険法に定める遺族給付の一部、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法の遺族年金をいう。このうち、遺族基礎年金は、制度創設当初は「母子年金」という名称で、夫をなくした母子家庭を対象とした給付として導入された。それは、一家の中心となって働く夫が死亡した場合に、自ら生計を維持できない妻に対し、一定の所得を保障する必要があったためである。すなわち母子年金は、夫が一家の中心となる稼ぎ手であるということと、夫に先立たれた妻が子を抱えながら労働して所得を得ることは困難であることを前提としている（堀（2017）pp.475-476）。これに対し、父子家庭は給付の対象から除外されていたが、近年では労働を取り巻く状況が変化し、父子家庭でも就業が不安定で所得が高くない者もいることから、平成24（2016）年改正によって夫も遺族基礎年金の対象者とされるようになった。

他方、昭和29（1954）年に旧厚生年金保険法を全面改正して定めた（新）厚生年金保険法では、遺族に該当する妻については40歳以上であること（ただし55歳までは支給停止）とし、遺族に該当する夫については60歳以上であることとしていた。なお、妻については55歳未満であっても、18歳未満の子あるいは一定の障害の程度にある子と生計を同じくしている場合、あるいは妻自身が一定程度の障害を負っている場合には、遺族に該

当するとされていたが、その後の改正により、遺族厚生年金の受給権者たる妻については、ほかの被用者制度と併せるかたちで年齢要件が撤廃され、夫を亡くした妻と妻を亡くした夫との受給要件における差は拡大した。

このように、夫を亡くした妻に有利な受給要件を定めているのは、女性の雇用機会や雇用条件が男性と比べて劣っているという雇用の実態を考慮したものであると考えられる（堀（2017）pp.483-484）。

しかしながら、遺族年金につき男女で異なる支給開始年齢が定められていることについては、その合憲性が問題となる。そのうち、遺族基礎年金については、先に述べたように、受給権者は妻と子に限られていたが、妻を亡くした父子家庭に遺族基礎年金が支払われない（子に対する遺族基礎年金は生計を同じくするその子の父があるときは支給停止される（国年41条2項））ことが問題視され、平成24（2012）年改正（年金機能強化法）によって夫も受給権者に含めることとされた。

これに対して、被用者年金各法、労災、公務災害等の災害補償各法では、遺族年金につき、依然として男女で異なる支給要件が定められている。この点について、最近の最高裁判決（最判平成29年3月21日）は、「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差および一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものと

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第4室長

いうことはできない」とし、地方公務員災害補償制度上の遺族補償年金の男女で異なる支給要件の定めにつき合憲とした。この判決により、被用者年金各法、労災、公務災害等の災害補償各法における、遺族年金の男女で異なる支給要件については現在のところ違憲ではないと評価される。ただし、妻の置かれている社会状況に結論が左右されうことは最高裁も認めていると考えられるため、社会経済状況の変動に伴い、あらためて男女で異なる支給開始年齢の是非について検討する余地は残されている。

II 配偶者の生計維持要件

次に、厚生年金の遺族厚生年金の受給要件である生計維持要件について検討する。厚生年金保険法59条1項は、遺族厚生年金を受けることができる遺族について、被保険者の死亡当時、「その者によつて生計を維持したるもの」であることを要件とし、同条4項の委任規定を受けて、厚年法施行令3条の10は、生計維持要件を満たす配偶者について、被保険者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの（以下「施行令3条の10前段」という。）そのほかこれに準ずる者として厚生労働大臣の定める者（以下「施行令3条の10後段」という。）と規定している。

他方、厚生労働省年金局長は、日本年金機構理事長宛に、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年年発0323第1号）（以下「本件認定基準」という。）により生計維持要件の認定の取扱うべき旨の通知を发出している。本件認定基準の内容をみると、同認定基準3は、「ア 住民票上同一世帯に属しているとき」、「イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき」、「ウ 住所が住民票上異なっているが、（ア）現に起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、又は（イ）単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により、住所が住民票上異なっているものの、生

活費、療養費等の経済的な援助が行われていることや、定期的に音信、訪問が行われていることといった事実が認められ、上記の事情が消滅したときには、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき」、という3類型を挙げ、これらのいずれかに該当するときは、施行令3条の10前段にいう「生計を同じくしていた者」に該当するものとする旨定めている（生計同一要件）。厚生労働大臣の定める金額とは年額850万円であり、これ以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者とは、①前年の収入が年額850万円未満である者、②前年の所得が年額655.5万円未満である者、③定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められる者とされている。年収850万円（年所得655.5万円）という基準は、所得分位の上位10%に当たる者の推計年収をもって設定されている。生計維持要件は、遺族基礎年金の権利発生要件であることから、社会通念上著しく高額な収入を有している者以外は生計が維持されていたものとして、広く遺族年金の支給対象とする考えによる。また、同認定基準1（1）ただし書は、このような定めにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、社会通念上妥当性を欠くことになる場合は、例外的な取扱いをする旨定めている（例外条項）。

要するに、遺族年金の支給要件として、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していたことを要するという意味で、生計維持要件を充足しなければならず、これは配偶者であっても同様である。後述の社会保障判例研究で取り上げる事例は、この点について争われた事例であり、法律上の配偶者が別居状態にあつて音信不通の状態であつたとしても被保険者の残置していった夫婦共有財産に依存して生活を営んでいれば、生計維持要件を充足しており遺族厚生年金の受給者として認められると判断されたものである。

他方で、こうした法的紛争の場面とは異なり、主として制度論の場面で、生計維持要件が問題と

なっている（菊池（2016），pp.360-364）。つまり、遺族年金の支給開始時における上記の収入・所得制限が高すぎるという指摘である（社会保障審議会年金部会（2014b），p.5）。しかしながら、もともと上記の収入・所得制限の趣旨は、遺族年金が、主たる生計維持者の死亡による遺族への生活保障の必要性に着目して設けられた仕組みであることから、生活保障の必要性が低い者に対してまで給付する理由はないという考え方から設けられたものであり、裁判例もこうした基準を適法と解してきた。また、収入・所得制限が支給開始時のみに判断される点については、生計維持要件は、保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件（権利発生要件）であり、受給権が発生しなかった場合は、たとえその後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始されることがない性質のものであるとされ、政府の説明によれば、こうした法的性格から、通常の所得制限による支給停止と同様の考え方は採ることができず、社会通念上著しく高額な収入があるもの、すなわち通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%にあたる年収を基準として採用したとされている〔社会保障審議会年金部会（2014b），p.5〕¹⁾。この点につき、従来の社会保障審議会年金部会における議論として、2003（平成15）年の意見書「年金制度改正に関する意見」では、「生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘があった」としながらも、「この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するよう設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けるこ

とができないことについても、併せて検討すべきである」〔社会保障審議会年金部会（2003）〕と述べ、改正に対し消極的である。

生計維持要件が権利発生要件であることからすれば、遺族にある程度の収入があっても、生計維持関係の存在を認めるのは合理的である。ただし、子の扶養に対する配慮（扶養子を含めた従前生活の一定水準の確保）は必要と思われるものの、遺された配偶者が自らの収入で自身の平均的水準の生活を賄えるのであれば、併せて遺族年金を支給し続ける必要性は高くないと言わざるを得ない。一定期間経過後の遺族の所得水準低下のリスクは、当該遺族自身の生活保障リスクとして独自に対応すべきであろう。遺族年金に、拠出と給付の直接的なけん連性が認められず、拠出に基づく給付という意味での権利性が相対的に弱いことからすれば、生計維持要件、とりわけ収入・所得による制限について、その水準を検討すべきであろう。

参考文献

- 堀勝洋（2017）『年金保険法〔第4版〕』法律文化社。
菊池馨実（2016）「遺族年金制度の課題と展望」社会保障研究Vol. 1 No. 2。
江口隆裕（2016）「社会の変化と遺族年金のあり方」社会保障研究Vol. 1 No. 2。
社会保障審議会年金部会（2003）「社会保障審議会年金部会年金制度に関する意見」（平成15年9月12日）。
——（2014a）「第27回社会保障審議皆年金部会資料1：働き方に中立的な社会保障制度」（平成26年11月4日）。
——（2014b）「第27回社会保障審議会年金部会資料3：遺族年金制度の在り方」（平成26年11月4日）。
——（2015）：厚生労働省「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（平成27年1月21日）。

（くろだ・あしや）

¹⁾ なお現在の収入金額850万円という基準は、1994（平成6）年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%にあたる者の変動に合わせて、600万円から850万円以上へと引き上げられたものである。